

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 2 号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 1 0 日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 大 松 利 幸

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
駒田 誠	益田を拓く会	R2. 3. 20
柘植 貴敏	捷青会早川かつ也後援会	R 元. 10. 25
古沢 栄一	古沢栄一後援会	R2. 2. 25
吉村 久資	吉村ひさし後援会	R2. 2. 29